



個人情報保護法への対応 東京弁護士会の取り組み

個人情報保護対策プロジェクトチーム事務局長 古本 晴英

●● プロジェクトチームの設置と活動

東京弁護士会は、2004年4月、担当副会長を座長として「個人情報保護対策プロジェクトチーム」を発足させた。メンバーは、個人情報を取り扱う各種委員会や担当事務職からおおよそ30名を選任したが、実務運用を知る事務局職員からおおよそ半数のメンバーが選ばれたのが特色である。東京弁護士会では、10年以上前から文書管理に関する先端理論を学び、その実践の一助として、事務局内に「文書管理チーム」が存在している。今回のプロジェクトチームは、この文書管理チームが土台ともなっている。

東京弁護士会は、大規模会であるが故に、事故が起こればその影響も大きいことが予測された。そこで、他の単位会の模範ともなるべく、「プライバシーマークの取得ができる程度」の個人情報保護対策の実現を目標に、一部外部のコンサルタントを受けながら活動を行ってきた。

●● 具体的活動内容 東京弁護士会の状況

プロジェクトチームは、その活動として、情報資産の洗い出し（どこにどのような情報が存在しているか）、情報管理体制の確立と役割分担の確認、情報管理状況の実地検分、規則案、細則案の検討、さらに個人情報の取扱いマニュアル、申請書等のひな型の作成などを行ってきた。調査過程で、会が保有する個人情報の数は、累計50万を超えることが判明し（個人情報のデータベースや帳票類がおおよそ300種類あり、それぞれのデータベースに掲載された個人情報の個数を合計した数）、改めて対策の重要性が自覚されることとなった。

●● 規則、マニュアル等の成果

プロジェクトチームは、規則案の提案、安全管理体制（主に設備面）に関する意見書の提出、セキュリティポリシー案の提案などを行ない、年度内の活動を終えている。その結果、3月の常議員会で、規則の制定が承認された。規則の内容は、法の規定をそのまま取り入れたものが多いが、特徴的な条項といえば、センシティブ情報（機微な性質の情報）の原則収集禁止の規定を取り入れたことなどがある。各地の自治体の条例などで確立してきたこの原則を明記することにより、人権擁護という崇高な目的を掲げた弁護士会の活動に対する信頼があるからこそ、他の民間組織には集まらない情報が蓄積されていることを、各会員、職員が自覚することを促したものである。

以上のような活動を経て、4月1日を前に、法が要求する具体的規制項目や内部の事務処理マニュアルも完成した。また、全職員を対象にした研修も実施したが、予想したよりも、戸惑いの声は上がらなかったように思う。

なお、プライバシーポリシー、保有個人データの利用目的、開示等の請求手続き等については、4月1日より、東京弁護士会のホームページで公表しているので参照されたい（<http://www.toben.or.jp/top/privacy.html>）。

●● 無断でカウンターの中には 入れません！

規則で明確にされたルールの他、主に安全管理措置の具体化として、事務運用が変更になったものがあるので紹介したい。

まず、東弁会員であっても、弁護士会館6階の事務

局スペース（カウンターの内側）へ無断で立ち入ることは遠慮してもらうことになった。職員以外の者がカウンターの内側に立ち入る場合、カウンターで関係職員の了解を得た上、胸に識別票を付けなければならない。これまでは、多くの会員が、「顔パス」によって事務局執務室内を出入りしていたが、職員全員が確実に不正な侵入者を見分けるための方策として実施を決めたものである。また、事務局執務室と役員室の入退管理対策として、新たに暗証キーも設置することになった。これらの対策により、不便を感じる会員もいると思うが、是非ともご協力をお願いしたい。他にも、事務局内においては、鍵のかかるロッカーの設置、委員会資料等の管理・廃棄のあり方の見直し、OAシステムの運用、管理のあり方の検討などが進められている。

しかし、事務局内部だけの対策では、会内の個人情報保護対策は十分とはいえない。会員各自が自覚を持って取り組むことが不可欠である。たとえば、委員会活動等のために配布される資料などは、会員個人の情報ではなく会が保有する情報である。万が一、ある委員が漏えい事故等を起こした場合、東京弁護士会も責任を問われることになる。

●●● 残された検討課題

検討や実践途上にあるのは、安全管理措置の問題だ

けではない。会内の事務処理の運用について、検討中の項目も多い。例えば、現在、委員会の関連資料等について、保存期間の短縮が検討されている。開示請求等の対象となる「保有個人データ」は6ヶ月以内に廃棄するものは除外されることもあり、安全管理措置の一方法として、不必要な個人情報は早めに廃棄しようとの発想である。確かに「とりあえず取っておく」との発想のためか、実際的でない長い保存期間が定められているものが散見されるが、あまりにも短期間で廃棄するのは、これまでの業務自体の見直しを迫ることに繋がり、慎重な検討が必要である。

これだけではない。各委員会内部の個人情報の取扱いの検討は、これからというところが多い。本来、4月1日に間に合わせるべく検討ができればよかったが、3月になってようやく規則が制定されたことを考えると、やむを得ないともいえる。例えば、弁護士会における重要な役割に、人権救済申立事件の処理があるが、人権侵害の有無を調査をすること自体が、申立人や相手方の個人情報を第三者に提供することにつながる。したがって、これに法23条の適用があることを前提に考えると、厳しい規制が課せられ、事実上調査を断念せざるをえない場合が出てくる。人権救済申立事件の処理については、日弁連や他の単位会でも同様の問題を抱えており、現に、皆対策を検討中である。この期に及んでしまったのであるから、情報交換をしながら、是非とも“良い”対策を編み出していきたい。